

平成24年4月24日

本日の法曹の養成に関するフォーラムは、申し訳ございませんが欠席いたしますので、意見を提出させていただきます。

翁 百合

○ 法科大学院について

- ・ 法科大学院卒業者の司法試験合格率は、当初目標としていた合格率を大きく下回っており、このことが、法科大学院が本来目指していた教育よりも、必要以上に数字上の合格率を競う教育を志向しがちな背景となっているのではないかと懸念している。また、投入する時間と比較した合格率の低さがリスクと認識されて、法曹への道を躊躇する学生が多くなっている可能性がある。質の高い法曹を養成するためには、法科大学院の定員をある程度高い合格率を実現できる程度の入学定員に抑える必要があり、そのためには、教育の改善が進まず、実績の出ない法科大学院については、統合や廃止を進めていく必要があると考える。その際、在学者の教育機会を十分確保することと、地方の学生に対して法科大学院の入学の機会を確保することに配慮すべきである。
- ・ 法科大学院においては、特に最近の弁護士活動のグローバル化や訴訟以外の活動領域の広がりといった変化にあわせて、英語での授業の強化や、幅広い視座を養成する機会を与えるなど、カリキュラムの一層の工夫が必要と考える。

○ 司法試験について

- ・ 司法試験の受験回数制限については廃止し、期間の制限のみとして現在の3回から5回まで受験機会を増やすことを検討する必要がある。法科大学院創設後の卒業生の合格率が当初予定した合格率をはるかに下回るなど、法科大学院入学時とは異なる想定状況となっているという背景も勘案すべきである。

○ 司法修習について

- ・ 法科大学院教育との連携を深め、特により幅広い活動領域を求められるようになっている弁護士のニーズにどう対応していくかについて、検討を進める必要がある。司法修習についても、限られた時間という制約はあるが、選択型実務修習や民事弁護修習の導入時の研修などについて、多様な法曹を養成するために必要なカリキュラムの工夫をさらに検討していく必要がある。

以上